

防医経主第241号

11.3.24

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
防衛医学研究センター長
高等看護学院長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校における教育用器材、研究用器材及び
医療用器材の予算執行に関する要領について（通達）

改正 平成23年12月27日
平成26年 4月 1日

標記について、別紙のとおり定め、平成11年4月1日から適用することとしたので、
遺漏なきを期せられたい。

なお、「教室関係器材及び教官研究用器材並びに学生実習用器材等の予算施行に関する
暫定要領について（通達）」（防医主第285号 51.6.24）は、廃止する。

添付書類： 別紙「防衛医科大学校における教育用器材、研究用器材及び医療用器材の
予算執行に関する要領」

防衛医科大学校における教育用器材、研究用器材及び
医療用器材の予算執行に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、防衛医科大学校における教育用器材、研究用器材及び医療用器材（以下「器材」という。）の整備に伴う予算執行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(年間予算執行額の通知)

第2条 主計課長は、器材の整備に関する年間予算執行額を、予算編成後速やかに教務課長、庶務課長及び防衛医学研究センター事務長（以下「教務課長等」という。）に通知するものとする。

(器材整備計画の作成)

第3条 教務課長等は、年間予算執行額の範囲内で、器材整備計画を作成し、これを主計課長及び当該器材の調達業務を担当する経理課長に送付するものとする。

2 前項に規定する器材整備計画のうち、器材委員会で審議される器材についての計画は、あらかじめ主計課長及び経理課長に送付するものとする。

(器材整備計画の調整)

第4条 主計課長及び経理課長は、前条に規定する器材整備計画について、予算統制及び物品管理の上で必要と認めた場合には、教務課長等と所要の調整を行うものとする。

2 主計課長及び経理課長は、前条に規定する器材整備計画を了承したときは、その旨を教務課長等に通知するものとする。

(器材調達計画の作成)

第5条 教務課長等は前条第2項に規定する器材整備計画の了承通知を受けたときは器材調達計画を作成し、これを主計課長及び経理課長に送付するものとする。

ただし、第3条第2項に規定する器材については、器材委員会で審議され学校長に答申された器材整備計画に基づき器材調達計画を作成し、主計課長及び経理課長に送付するものとする。

(予算執行計画割当額の通知)

第6条 主計課長は、器材調達計画に基づき予算執行計画割当額を定め、これを教務課長等及び経理課長に送付するものとする。

(調達要求)

第7条 教務課長は、予算執行計画割当額に関する資料の送付を受けたときは、教務課、医学教育部、病院及び防衛医学研究センターの各器材調達要求元の長に通知するものとする。

2 器材調達要求元においては、物品調達伺を作成し、教務課長等を通じて経理課長に

送付するものとする。

ただし、装備施設本部において調達を行う器材について、経理課長が必要でない
と認める場合には、物品調達伺を省略することができる。

- 3 経理課長は、物品調達伺を受理したときは、予算執行計画割当額に関する資料と照
合、確認し、所要の手続きを経て調達を行うものとする。

(余剰金等の措置)

第8条 教務課長等及び経理課長は、予算執行計画割当額に関する資料に記載された器
材の調達が完了したとき又は完了前に、これらの器材の調達額と予算執行計画割当額
との差により不足又は余剰が生じる場合は、その措置について主計課長と協議するも
のとする。